

補文主語のコントロールの選択における構造的・意味的要因

稲田, 俊明
九州大学教養部

<https://doi.org/10.15017/6796250>

出版情報：言語科学. 23, pp.57-74, 1988-02-10. The Group of Linguistic Studies College of General Education, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

補文主語のコントローラの選択における構造的・意味的要因

稲田 俊明

1. 序論

補文の主語が有形の主語を欠く時、その「意味上の主語」を決定する必要がある。(1)の不定詞句の意味上の主語を考えてみよう。(1a)-(1c)は表面的に類似しているが、(1a)の seem 類の補部の場合と(1b)(1c)の場合では、表層構造においてそれぞれ(2a)と(2b)(2c)のように異なる表示が与えられる。

- (1) a. John seems to have left.
b. John told Sue to behave herself in public.
c. It is illegal to perjure oneself.
- (2) a. [John_i] seems [t_i to have left]
b. John told Sue [PRO to behave herself in public]
c. It is illegal [PRO to perjure oneself]

名詞句移動により補文主語の繰り上げを受ける(1b)においては、不定詞補部の主語は名詞句移動が残した痕跡である。そしてこの痕跡が適正に束縛されていることによって、補文主語の解釈はいわば自動的になされる。一方、(1b)(1c)の補文主語は基底構造においても無形であり、PROと表示される。そしてこの「空代名詞」の解釈をいかに決定するかが、いわゆる「制御(またはコントロール)」の問題である。(以下、補文の主語が無形の時、その意味上の主語をコントローラと呼ぶ。) [註1]

以下の各節でコントロールに関する従来の提案を検討し、最少距離の原理や主題関係に基づく仮説の問題点を指摘する。次に、GB理論における統率と束縛の原理を一部修正することによって、コントローラの「候補」の限定が可能である事を示す。しかしこの候補の中から実際のコントローラを決定するには、構造(と文法関係)に基づいた統率と束縛の原理だけでは不十分であり、独立した「制御理論」が必要である。そこで最後に、制御理論は(狭義の)文法の原理を越えて、語彙項目の特性に基づきながら語用論的観点よりコントローラを決定しなければならないことを示す。

2. Chomsky(1980)の最少距離の原理の問題点

補文の空主語 PROのコントローラは、主節のいずれかの要素に限定されている場合がある。(3)(4)が示すように不定詞句を(直接)補部とする節以外の節にある名詞句はコントローラの資格がそもそもない。(以下、下線部はコントローラを示す。)

- (3) a. John tried [PRO to behave himself in public]
 b. Mary persuaded John [PRO to behave himself in public]
 c. John promised Mary [PRO to behave himself in public]
- (4) a. *John thought that Mary tried [PRO to behave himself in public]
 b. *I told them that Mary persuaded John [PRO to behave myself/themselves in public]
 c. *We know that John promised Mary [PRO to behave ourselves in public]

(3)のように補部が主節の目的語の位置にある時、そのPROのコントローラは主語と目的語の違いはあるが主節の要素のいずれかである。それ以外要素は、(4)の非文法性が示すようにコントローラになれない。Chomsky(1980)は、この性質に着目して(5)のコントロール規則を提案した。(細部は省略した。また、この規則の「コントローラ」はむしろ本稿で言う「コントローラの候補」に近い。)

- (5) ... V ... [\bar{S} COMP ... PRO ...]
 但し、V と \bar{S} は互いに C-統御する。
- (6) NPが(5)においてVのコントローラとなるのは、
 (a) NPが Vと 適正な関係(主語、直接目的語、ある種の補語)を持つ時、
 (b) V = [+SC]の時は、NPはVの主語である。
- (7) 上記の(5)において、
 (a) COMP \neq 空 であり、Vに コントローラが無い時、PROの指示は自由である。
 (b) その他の場合、PROは 最も近いコントローラと同じインデックスが与えられる。

このコントロール規則は、(7b)が明示的に述べているように PROに最も近い候補をそのコントローラに決定するように指定した Rosenbaum(1967)の「最少距離の原理(minimal distance principle)」に基づくものである。そしてこの原理は、(6b)で述べる[+SC]、つまり“Subject Control”という語彙的例外の規定を前提にして機能するものである。具体例を見てみよう。

- (8) a. John promised Mary [PRO to perjure himself]
 [+SC]
 b. John persuaded Mary [PRO to perjure herself]
 c. It is unclear [what [PRO to do]]
- (9) a. *Mary_i was promised t_i by John [PRO to perjure himself]
 [+SC]
 b. Mary_i was persuaded t_i (by John) [PRO to perjure herself]

(8a)の promiseは語彙的例外として、語彙項目の中に[+SC]と指定されているため、(6a)に該当す名詞句のうち主語のみが、(6b)によって「自動的に」PROと同一のインデクスを持つコントローラになる。一方、persuade、force、get、permit、tell、requestなど、語彙的指定のない無標の場合は、(7b)の最少距離の原理によって、COMPが空であるか コントローラ候補が文中に存在すれば、PROに最も近い名詞句がコントローラになる。受動文の(9b)でも同様に、痕跡の t が最も近い名詞句としてコントローラに指定される。しかし(9a)では、[+SC]と指定された promise が主語を持っていない、とChomskyは言う。(9a)のMaryは BE-動詞の主語であり、promiseの主語ではないと考えるからである。また前置詞句の中の 名詞句 John は(6a)の「適正な関係(主語、直接目的語、ある種の補語)を持つ名詞句」と見なされず、コントローラの資格がない[註2]。そして指定されたコントローラを欠いた(9b)は容認不可能である。またCOMPの中に疑問詞がある(8c)の場合は、規則の(7a)により PROの指示は「自由」となる。つまりどの名詞句にも「束縛」されず任意的な解釈を許す。

以上が Chomsky(1980)のコントロール規則の概要であるが、これには幾つかの問題点がある。まず、この規則では説明できない、またはその射程外となる下記の例を見てみよう。

- (10) a. John asked Mary [PRO to attend his/her party]
 b. John asked me [how [PRO to behave himself/oneself]]

(11) a. I thought they wondered [how [PRO to behave
themselves/oneself]]

b. [PRO To behave himself/oneself in public] would help Bill.

(10a)のaskのように、主語と目的語のいずれもコントローラの資格をもつ語彙項目がある[註3]。従ってこのような語彙項目においては、語彙的(例外)規定として[+SC]という語彙素性を使うことはできない。また(7a)の条件にも問題がある。(10b)(11a)のように、コントローラ候補の有無に拘わらず、COMPの要素が存在する(つまり COMP ≠ 空である)場合は PROの指示が自由であることがある。また(5)の構造に合わない(11b)のような、主語不定詞節の中のPROが比較的自由にコントローラを選択できる点についても何等かの説明が必要である。とりわけ、(5)–(7)の規則の根底にあるコントロールの原理は、語彙的例外の指定を前提とした最少距離の原理であり、その妥当性について更に検討の余地がある。例外とされる[+SC]以外は自動的に[-SC] (即ち、主語以外のコントロール)であると語彙的指定が可能であるから「最少距離の原理」の実質的意味はなくなってしまう[註4]。

3. 義務的コントロールと随意的コントロール

前節で見たように、主節の中の名詞句に コントローラが限定されるコントロールのタイプ(「義務的コントロール」)と、比較的自由にコントローラを選択できるその他のタイプ(「随意的コントロール」)とがある。(Jackendoff 1972 参照。) しかし(5)–(7)の規則ではなぜある種の補文のPROが義務的に主節の名詞句にいわば「束縛」されているのかが原理的に説明されていない。(5)の条件は規則の適用条件の一種であり原理的な説明ではない。)

一般的に、義務的コントロールには(12)の性質がある。(Williams 1980: 208による。)

- (12) a. コントローラを文中に必ず持っている。
b. コントローラは PRO を C-統御 (c-command)している。
c. PRO の位置には 語彙的名詞句が生起できない。
d. PRO を持つ補文の COMP は空である。

義務的コントロールの具体例を見てみよう。下記の(13)(14)は、(12)の性質

をすべて持っている。

- (13) a. John tried/intended/managed/condescended/failed
[PRO to shave himself]
b.*John tried/intended/managed/condescended/failed
[(for) [Mary to shave himself]]
c.*John tried/intended/managed/condescended/failed
[for [PRO to shave himself]]
- (14) a. John persuaded/permitted/encouraged/requested Mary
[PRO to shave herself]
b.*John persuaded/permitted/encouraged/requested Mary
[(for) [Bill to shave herself]]
c.*John persuaded/permitted/encouraged/requested Mary
[for [PRO to shave herself]]

即ち 義務的コントロールにおいては、(13b)のように有形の名詞句がPROの代わりに現れる事はなく、また(13c)(14c)のように COMPは常に空でなければならない。

義務的コントロールが持っている上記の性質は、(15)(16)が示すように名詞句移動によって残る痕跡の持つ特性でもある。(Koster 1978, 1983 参照。)

- (15) a. John_i seems [t_i to be a nice fellow]
b.*John_i seems [(for) [Bill/him_i to be a nice fellow]]
- (16) a. There_i is believed/expected/likely [t_i to be an earthquake]
b.*There_i is believed/expected/likely [(for) there/it_i to be an earthquake]]

義務的コントロールを受ける PROと痕跡との この(表層の)分布上の類似性は、PROが代名詞類(pronominals)というよりむしろ「束縛照応詞(bound anaphor)」であることを示唆している。即ち、(17)(18)の一般化が可能である。

- (17) ... V ... [ϕ [PRO ...]]
(18) 上記の(17)において、統率(govern)された PROは束縛照応詞と見なされる。

(17)(18)を束縛理論に基づいて形式的に述べると、(19A)によって「統率されたPROは主節の中で束縛(=コントロール)されねばならない」ということになる。

(19) 束縛理論

- A. 照応詞は 統率範疇の中で束縛される。
- B. 代名詞類は 統率範疇の中で自由である。
- C. 指示表現は 自由である。 (Chomsky 1981:188)

(12)の性質のうち、(a)は正に束縛照応詞の性質そのものである。そして「束縛」とは、同一のインデクスを持つものにC-統御されることであるので、(12b)も PROが束縛照応詞であることの自動的な帰結である。また語彙的名詞句は指示表現であり、束縛照応詞の性質と相入れないものである。このことから(12c)の性質も説明される。最後に(12d)は、ここでは詳しく触れる余裕がないが、「統率」の定義から自動的に説明されるものであると考えられる。即ち、COMPが有形であれば、PROが主節の動詞(またはその他の統率子)に統率される可能性がなくなるからである。(ここでは \bar{S} は絶対的な障壁(barrier)ではないと考える。)

次に(12)の性質を持たない随意的コントロールを見てみよう。(20)は表面上 COMPがないが、(21)が示すように補文主語が有形のときは for+NPとなり、有形のCOMPが生起する。((21b)の二つの for NP が共に表層に両方現れることはできないが、基底構造としては両者を認める理由がある。)

- (20) a. It's impossible [PRO to help Bill]
 b. John thought it was difficult [PRO to take pictures of himself]
 c. [PRO To behave himself in public] would help Bill's development.

- (21) a. It's impossible [for [Mary to help Bill]]
 b. It's difficult (for Mary) [for [her to take pictures of herself]]
 c. [For [him to behave himself in public]] would help Bill's development.

これらの随意的コントロールでは、(20a)のようにコントローラが文中に無い

場合、(20b)のように遠く離れた節に有る場合、また(20c)のようにコントローラが PROをC-統御しない場合などがある[註5]。

疑問詞がCOMPの中にある場合も随意的コントロールである。(22)(23)を見てみよう。(23)は Manzini 1983参照。)

- (22) a. They told me [how [PRO to feed oneself/myself]]
 b. They asked me [how [PRO to feed oneself/themselves]]

- (23) a. John was asked [what_i [PRO to do t_i]]
 b. What_i was John₂ asked [t_i [PRO₂ to do t_i]]

このように間接疑問文も主節からの独立性が強く、PROの支持が自由であることがある。COMP要素の有無がコントロールの性質と(部分的に)関係があることは(23)を比較するとよく分かる。COMPに疑問詞が残っている(23a)では、PROのコントローラは文中の名詞句に束縛されでない。一方、COMPが空である(22b)では義務的に(統率範疇である)主節の名詞句 John に束縛されている[註6]。

このようにコントローラの「候補」と成り得るものは、義務的コントロールと随意的コントロールでは大きく異なっている。そしてこのことは義務的コントロールを受けるPROは(主節の動詞に)統率された束縛照応詞であると考えことによって説明できる。一方、随意的コントロールと見なされるその他のPROは、束縛理論(18B)に規定されたいわゆる「代名詞類」に属するものと考えることができる。有形の代名詞との指示範囲の相違については、何等かの統一的な原理に基づいて説明が与えられねばならないが、本稿ではこれ以上この問題を議論しない。この相違は第5節で述べるPROのコントローラ一般に関係する意味論的・語用論的要因によってその一部が説明されるものとしておくことにする。(Grinder 1970,1971, Koster1978,1984, Manzini1983, Iwakura 1981,1985, Bouchard 1984 参照。)

4. コントローラを選択に関する意味論的要因

前節では束縛理論に基づいてコントローラ候補が部分的に限定できることを述べた。しかし、このようにして限定された候補の中から、構造と文法関係のみによって「真の」コントローラを選択することはできない。一定の領域の

中の候補の中からコントローラを選択するというのは、有形の代名詞の先行詞を指定された(または除外されない)領域から選択するのに類似している。(しかし勿論、指定された領域は、義務的コントロールの場合は統率範疇内であり、代名詞の場合はそのその外側という相違がある。) PROのコントローラは、代名詞の先行詞に比べ厳しく制限されてはいるが、代名詞の先行詞が構造と文法関係だけでは「決定」できない(資格のないものが排除されるだけである)ように、PROのコントローラの決定においても、意味的要因と/か語用論的要因が関係していると考えるのは不自然ではない。

4. 1. 補文を含むコントロールのタイプ

まず、補文に関する述語のタイプとコントロールの性質を、Jackendoff (1972:207-208)を参考に整理してみよう。(分類は便宜的なものであり、一部 Jackendoff 1972 とは異なる。)

義務的コントロール

(A) 主語コントロール

(i) try, attempt, refuse, manage, fail, condescend, etc.

(24) a. John tried to leave.

b.*John tried (for) Bill to leave. [註7]

(ii) promise, ask_{2,3}, vow (to NP), agree (with NP),
learn (from NP), etc.

(25) a. John promised to leave.

b. John promised Sue to leave.

c.*John promised Sue (for) him to leave.

d. John promised Sue that he would leave.

(B) 目的語コントロール

persuade, permit, request, force, order, encourage, invite,
ask₁, etc.

(26) a.*John persuaded to leave.

b. John persuaded Sue to leave.

- c.*John persuaded Sue (for) her to leave.
- d. John persuaded Sue that she should leave.

随意的コントロール

(C) 主語コントロール

prefer, hope, decide, pray, wait, etc.

- (27) a. John preferred to leave.
- b. John preferred for Bill to leave.
- c.*John preferred Bill to leave.

(D) (前置詞の)目的語コントロール

shout, scream, appeal, plead, beg, etc.

- (28) a.*John shouted to leave.
- b. John shouted for Sue to leave.
- c. John shouted to Sue to leave.
- d. John shouted to Sue for Bill to leave.

(E) 主語節におけるコントロール

bother, help, be important/difficult/appropriate, etc.

- (29) a. To leave so early would bother John.
- b. For Bill to leave so early would bother John.

これらのタイプの中で、コントローラの候補が複数あって、コントローラを領域の中から選定する必要があるのは (Aii)(B)(D)である。他のタイプは既に候補となるものが主語のみであるので、(真の)コントローラを選択する必要はない。(E)のタイプは、他と異なる分類であるが、ここでは詳述しない。Williams 1980:216 [註8]参照。)

4. 2. 意味的要因とコントロール

Chomsky (1980)の 最少距離の原理に代わるコントロールの原理を考えてみよう。まず主題関係(thematic relation)によるコントローラの決定法の問題点を見てみよう。

- (30) a. John got to leave.
[Theme]
- b. Bill got John to leave.
[Agent] [Theme]
- (31) a. John promised nothing to Mary.
[Source] [Theme] [Goal]
- b. John promised Mary to leave.
[Source] [Goal]

各述語はその語彙的特性によって、その項に主題役(θ -role)を付与する。例えば、get, promise は(30)(31)のような主題役を文中の名詞句に与える。このことから Jackendoff (1972)は get/persuade/permit/forceなど(4.1節の(B)タイプ)は、[主題コントロール(Theme Control)]、そして promise類(4.1節の(Aii)タイプ)は [起点コントロール(Source Control)]であるとした。これは、主題役が他動詞の目的語と自動詞の主語とに共通であることに着目した点で注目に値する。しかし、語彙項目毎にコントローラの指定が異なるので、最少距離の原理が前提にしていた[±SC]と同じように、コントローラを選択を語彙特性とせざるをえないので、一般的原理と言えるかどうか疑問である[註9]。

ここでは、語彙特性に加えて 発話行為を考慮した語用論的観点からコントローラを選択を考えることにする。コントローラの候補を複数もつ(Aii)(B)(D)の述語は、その発話のタイプによって下記の3タイプに分類することができる。(Foley & Valin 1984 参照。)

- (33) a. 使役/許可動詞
b. 間接発話動詞
c. 公約/請願動詞

まず(33a)に属する述語を持つ使役/許可文におけるコントローラを考えて見ることにする

- (34) a. John persuaded/forced/encouraged/permitted Mary
[PRO to leave]

使役/許可とは、「その(使役/許可)行為の対象となる相手(「受動者」と呼ぶ)に、

補文で示される行為の実行を促す(=使役)あるいはその行為を認可する(=許可)ことに外ならない。このことから、(33a)を含む使役/許可文のコントローラは主節動詞の中の行為の「受動者」となる。

次に(33b)の間接発話動詞を含む文を見てみよう。このタイプの特徴は、話者が聴者にたいしてなす命令/依頼などの発話行為を間接的に伝達している点にある。従って、その補文は直接話法と対応している。

- (35) a. Bill told Harry [PRO to get out]
 b. Bill shouted to Harry [PRO to stop]
- (36) a. Bill said to Harry; "Get out!"
 b. Bill shouted to Harry; "Stop!"

命令/依頼文の主語は、その発話行為の向けられる聴者であるから、(33b)を含む間接発話文のPROのコントローラは発話行為の対象である聴者となる。同様の制約は不定詞主語のコントローラ以外でもどのみち必要である。Postal (1970)が述べているように、(37)では単に情報の伝達という解釈ではなく、「話者が聴者に行為を促す」という解釈では補文の法助動詞の主語 heは Harryを指示しなければならない。(Postal はこれを 法制約(Modal Constraint)と呼ぶ。)

- (37) a. Bill told Harry that he ought to get out.
 b. Bill shouted to Harry that he should stop.

従って、(35)では有形の助動詞を欠いてはいるが、「情報の伝達」という解釈はないため、(37)と同様の指示関係が要請される。

最後に、(33c)のタイプの公約/請願動詞を含む文のコントロールを考えてみよう。(ask_{2,3} については後で詳述する。)

- (38) a. John promised (Mary) [PRO to leave early]
 b. John vowed (to Mary) [PRO to work hard]
- (39) a. John asked₂ (Mary) [PRO to (be allowed to) leave early]
 b. John asked₃ (Mary) [what [PRO to do]]

これらの述語は、(33b)と同様に発話動詞(verbs of linguistic performance)であるが、その発話行為は「話者による将来の行為の確約や請願」である。従って、約束や請願行為をなす話者自身が補文の行為の実行の責任を負う事になる。

(33)の分類は、語彙項目を分類したのではなく、(40)(41)が示すように補文の内容と主文の述語を含む動詞句全体の意味的特性によって決定される。(Jackendoff1972、Foley & Valin 1984)

- (40) a. *I shouted/screamed [PRO to go]
 b. I shouted/screamed to Bill [PRO to go]
 c. I shouted/screamed to Bill [PRO to be allowed to go]
- (41) a. I begged [PRO to go]
 b. I begged Bill [PRO to go]
 c. I begged Bill [PRO to be allowed to go]

(40)の shout, scream や plead (with NP)は、beg, ask と異なりそれ自身では「請願」行為を表しにくい。補文の内容によっては(40)のように「請願」と解釈され、(33c)の請願文のコントロールを受ける。

語彙項目の分類によってではなく、その意味特性によってコントロールのタイプが異なることは、ask の持つ三通りの解釈を見ることによって分かる。Ask という語彙項目は、基本的には“REQUEST FOR X”という意味を持っている。そして、X = ACTION, PERMISSION, INFORMATION のいずれかによって、異なる発話行為に属するものと考えられる。(それらを便宜的に ask₁, ask₂, ask₃ とするが、これは別の語彙項目を示すものではない。)

(41) 依頼 (REQUEST FOR ACTION)

The students asked₁ the teacher to come to their party.

(42) 請願 (REQUEST FOR PERMISSION)

The students asked₂ the teacher (to be allowed) to attend his class.

(43) 疑問 (REQUEST FOR INFORMATION)

The students asked₃ the teacher what problem to work on.

即ち、(41)は「受動者」に行為を依頼する時、(42)は「話者」が許可を求める時、そして(43)は話者の行動や一般的な行為に関する情報を求める時である。

5. 結語

コントローラの決定は、語彙項目毎の指定ではなく語彙項目の特性に基づいて語用論的要因をも考慮しながら行われるものと考えるのが最も妥当であるように思われる。しかしそれは、代名詞の先行詞の決定と並行的に、あくまでも文法が許す(一定の領域内の)候補の中から選ばれるものと考えられる。この点で、総てを語用論的解決に任せるというアプローチと本稿の立場とは大きく異なっている。(44)の容認可能性の相違とコントローラの選択はこの立場の妥当性を示すものである。

- (44) a. *Bill was promised (by John) [PRO to shave himself]
 b. Bill was promised [PRO to be allowed to shave himself]
- (45) a. Bill was promised (by Mary) that she would shave herself.
 b. Bill was promised that he should have an ice-cream.

通常 promiseはその語彙的特性から公約述語と解釈される。従って、(44a)は、「語用論的選択」のみによってコントローラの決定が行われるとすれば、約定行為の主体である John がコントローラになるはずである。(45)のように、promiseは(補文とともに)受動文も容認可能であるので、(44a)の非容認可能性は説明されない。しかし文法的制約を考慮すれば(44a)の非文法性(または容認不可能性)は説明できる。(44)のPROは、定義により義務的コントロールを受ける「束縛照応詞」である。従ってPROをC-統御しない前置詞句の中の名詞句のJohnはそもそもコントローラの資格を持たない。C-統御する名詞句のBillはコントローラの候補に残るが、語用論的要因によって公約文の中のコントローラ条件を満足しえない。故に、適確な「先行詞」を持ち得ない(44b)は不正確とされる。他方、(44b)においては補文の内容から promiseは(33a)の許可タイプの述語と解釈される。即ち、「受動者」が補文の行為を許可される事を約束して貰ったと言う意味である。従って、許可行為を受ける「受動者」がコ

ントローラとされる。

これらの事実はまた、語彙的特性として [±Subject Control] や [+Theme Control] と指定する分析が妥当でないことを示している。一方、語用論的概念としての「受動者」「話者」「聴者」などは十分明確であるとは言えない。これらの概念をより明確にし意味論的な概念である主題役等との関係を更に検討する必要がある。

※本稿は、日本英文学会におけるシンポジウム「コントロールをめぐって」(1986年5月)における著者の発表「GB理論とコントロール」の一部に 加筆したものである。シンポジウムの準備段階で 貴重な助言を頂いた 池谷 彰先生、阿部 泰明氏、石川 彰氏と 久保智之氏に感謝の意を表したい。

[註1] 有形の主語を欠く不定詞句を(動詞句とせずに) 文と考え、主語に統語範疇としてPROを認めには理由がある。例えば、(i)のeach, together, without reading themなどは、主文の主語やいわゆる「意味上の主語」ではなく、補文の主語であるPROに係るという解釈を受ける。(Chomsky 1986:120)

- (i) a. They decided [PRO to read a book each]
 b. It is impossible [PRO to visit together]
 c. It is impossible [PRO to file the articles without reading them]

また、疑問詞を持つ不定詞句も文と考えたほうが動詞の下位範疇化がより簡単である。

- (ii) a. It is unclear [what [PRO to do]]
 b. John asked me [how [PRO to perjure himself]]

[註2] Chomsky (1980)の条件が正しければ、rely/depend on NP to VPにおける前置詞句は (6a)のある種の補語と見なされるか、動詞と前置詞が「再解釈」によって複合動詞とされることになる。

[註3] Chomsky (1986:124-125)参照。Askのコントロールには個人差がある。

[註4] 最少距離の原理は、PROからの構造上または線的な「近さ」によってコントロールを決定するという点で概念上は(記述的妥当性を満たせば)有望な原理である。反例となる、promise, ask, vow などの特質(目的語の随意性や意味的・統語的性質など)も再検討の余地がないとは言えない。言語習得の実験では、ask, promiseのコントロールが 習得過程において、persuade, tellなどに類して “誤って”理解されるという報告もある。しかし、大人の文法においても、promise や ask などが例外的であるという証拠はない。(Chomsky 1969, Maratsos 1974, Goodluck 1978, 1981 参照。)

Bresnan (1982)の語彙関数文法(Lexical Functional Grammar)の枠組み

では、(SUBJECT), (OBJECT), (OBJECT2)という文法関係を用いて、(i)の優先順位によってコントローラ(や付加節の修飾関係)が決定される。

(i) OBJ2 } OBJ } SUBJ

(ii) a. I sent you the letter [unsealed]

b. I presented it to John [dead]

c.*I presented John with the fish [dead]

d. The letter arrived [unsealed]

(i)の階層によって、付加節や補部 (XCOMPと呼ばれる)の“コントローラ”は、(iia)のように文中に(OBJ2)があれば(OBJ2)に、(iib)のように(OBJ2)がなければ(OBJ)に、両者ともなければ(iid)のように(SUBJ)に決定される。但し、(iic)のように(OBL θ)と呼ばれる前置詞句の中の名詞句はコントローラの資格がない。また promise や strikeなどは例外的に [(SUBJ)=コントローラ]と語彙的指定を与えておく。

(iii)a. John regarded Bill [as friendly]

b. John struck/impressed Bill [as friendly]

この文法関係に基づいた(i)階層は、いわば最少距離に対応するものであるが、概念上の妥当性は低い。何故(i)とは逆の優先順位にならないかの説明が与えにくい。また Schachter(1985)は、(i)の反例となる言語があることを指摘している。

[註5] Chomsky(1986)でもこのことを指摘している。そして、PROが束縛照応詞としての側面と代名詞としての側面との両方を持っているとしている。

...PRO behaves much in the manner of an anaphor; its structural relation to its controller is essentially the same as that of an antecedent-anaphor pair, and its interpretation is very much like that of a reflexive(in fact, in earlier work PRO was considered to be a variant of reflexive for such reasons)⁶⁵. PRO is also anaphor-like in that it (typically) lacks independent specific reference, being either bound or interpreted as arbitrary. Similarly, PRO in these configurations (i.e., V and N complements) cannot take a split antecedent, just as a reflexive cannot, in contrast to pronouns that can take a split antecedent.

(i) *Bill wanted [Tom to decide [PRO to swim across the pond together]]

(ii) *Bill wanted [Tom to feed themselves]

(iii) Bill wanted [Tom to decide [that they would swim across the pond together]]

In the very same structural configuration (141), however, PRO may be unbound as in (139i), (140i), and (140ii), where there is no antecedent appropriately related to the head of α of (141). In this case, PRO behaves in the manner of a pronoun, either free with the arbitrary interpretation, as in (139i) or (140i) and (140ii), or bound by more remote antecedent as in (144i)-(144iii):

- (i) John announced the decision [PRO to feed himself] (144)
- (ii) John thinks it is illegal [PRO to feed himself]
- (iii) John thought Mary said that the decision [PRO to feed himself] was foolish.
- (iv)*John's friends think it is illegal [PRO to feed himself]
- (v) John's friends think it is illegal [for him to feed himself]
Chomsky (1986:125)

そしてこのように局地的に束縛されない(not locally bound)場合にのみ、代名詞と同じように分裂先行詞を持つことができる。

- (i) Bill wanted [Tom to approve the decision (145)
[PRO to swim across the pond together]
- (ii) Bill wanted [Tom to agree that it was time
[PRO to swim across the pond together]
- (iii) Bill's mother wanted [Tom to agree that it was time
[PRO to swim across the pond together]

ただし、各々の先行詞はC-統御していなければならないので、分裂先行詞として(iii)で (Bill, Tom)をとることはできない。(Chomsky 1986:126)

[註6] (23b)のCOMPの位置の痕跡はPROの統率にとって、見えない(invisible)要素であると考ええる。

[註7] 英語の地域方言の中には(24b)を許容するものがあり、標準英語で(24b)が許されないのは、意味的理由とは考えられない。

[註8] 下記の補文のPROのコントロールの扱いには問題が残る。

- (i) a. I wanted/preferred/hoped/hated/arranged/decided
[PRO to leave]
- b. I wanted/preferred/hoped/hated/arranged/*decided
[for [John to leave]]
- c. I wanted/hated/*?hoped/*preferred/*arranged/*decided
[John to leave]

これらの動詞は義務的コントロールの特徴(12)のうち(c)(d)の性質を欠き、PROの位置に for NP が生じることがある。しかし自由にコントローラを選択する訳ではない。

Williams (1980)は、これらは他の随意的コントロールの場合と同様に、概略(ii)のような規則を立てて説明している。(一部省略。)

(ii) 随意的コントロール規則

- a. PRO を持つ補文がある名詞句と互いに統御し合う時、その名詞句をPROのコントローラとせよ。
- b. PROを名詞句が統御する時、その名詞句をPROのコントローラとせよ。 Williams (1980:216)

しかし、(i)のコントロールは他の随意的コントロールとは異なり、むしろ、try/attempt/manage/refuse類の義務的コントロールと類似している。

[註9] Culicover & Wilkins (1986)のように、補文自身の主題役をも考慮することによって、コントローラとなる主題役を決めることもできる。しかしこの分析でも、tell/ask のコントロールを 統一的に説明できない。付加節のコントロールについては、Faraci (1974)、Nishigauchi (1984) 参照。

参考文献

- Bresnan, J. (1982) Control and Complementation, In Bresnan (ed.) Mental Representation of Grammatical Relations. MIT Press.
- Chomsky, N. (1980) On Binding. Linguistic Inquiry 11, 1-46.
- Chomsky, N. (1981) Lectures on Government and Binding, Foris, Dordrecht.
- Chomsky, N. (1986) Knowledge of Language, Praeger, New York.
- Chomsky, C. (1969) The Acquisition of Syntax in Children from 5 to 10, MIT Press.
- Culicover P. W. and W. Wilkins (1986) Control, PRO and the Projection Principle, Language 62, 120-153.
- Faraci, R.A. (1974) Aspects of the Grammar of Infinitives and For-to Phrases. MIT dissertation.
- Foley W.A. and R.D. van Valin, Jr. (1984) Functional Syntax and Universal Grammar. Cambridge University Press.
- Jackendoff, R. S. (1972) Semantic Interpretations in Generative Grammar. Cambridge, Mass. MIT Press.
- Koster, J. (1984) On binding and control. Linguistic Inquiry 15, 417-459.
- Koster, J. and R. May (1982) On the constituency of infinitives. Language 58, 116-143.
- Lasnik, H and M. Saito (1984) On the nature of proper government. LI. 15.2.
- Manzini, M. R. (1983) On control and control theory. Linguistic Inquiry 14, 421-446.

- Mohanan, K. P. (1985) Remarks on control and control theory. LI.16-4.
- Nishigauchi, T. (1984) Control and the thematic domain. Language 60-2.
- Postal, P. (1970) On coreferential complement subject deletion.
Linguistic Inquiry 1, 439-500.
- Schachter, P. (1985) Lexical functional grammar as a model of linguistic competence. Linguistics and Philosophy 8, 449-503.
- Williams, E. (1980) Predication. Linguistic Inquiry 11, 203-238.